

令和8年度入学生
入学心得



山口県立下松工業高等学校

〒744-0073

下松市美里町4丁目13番1号

TEL 0833-41-1430

FAX 0833-41-4021

URL <http://www.kudamatsu-t.ysn21.jp>

科	氏名
---	----

目 次

	ページ
入学にあたってのお願い	1
1 校 章	2
2 校 是	2
3 教育方針	2
4 沿 革	3
5 学習指導	4
6 生徒心得細則	7
(1) 学校生活の心構えについて	7
(2) 頭髪・服装等について	7
(3) 自転車通学について	10
(4) 運転免許取得心得について	10
(5) アルバイト許可について	11
(6) 届出を要する事項について	11
(7) 許可を要する事項について	11
(8) 悩みやトラブルなどの相談について	11
(9) 就職・進学における推薦について	11
(10) 携帯電話について	12
(11) 部活動について	12
(12) 襟章のつけ方及び各記名の仕方について	12
(13) 通学時に守ること	13
(14) 台風等による休校等携帯電話用URLについて	13
(15) 生徒指導規程	14
7 令和7年度 卒業生進路先	15
就職・進学についてのきまり	16

入学にあたってのお願い（生徒・保護者の皆様へ）

校長 原 田 成 光

生徒・保護者の皆様、このたびの本校入学者選抜試験の合格、誠にありがとうございます。

山口県では、入学式は4月8日に実施しますが、入学日は4月1日とし、3月末までは中学校、4月からは高等学校に籍があることをまずお伝えいたします。

さて、本校は大正10年（1921年）に山口県で初めての県立工業学校として設立され、令和3年に創立100年目を迎えました。これまで本県工業教育の牽引役として数々の成果を上げ、19,000名を超える卒業生を輩出しています。そして新たに皆さんをお迎えすることになり、力を合わせて下松工業高校の新しい伝統を築き上げたいと願っております。

本校は「ものづくり教育」を通して、一人ひとりの夢の実現を支援してまいります。そこで、本校の3年間で、専門分野の基礎・基本を身に付けることは当然のことですが、一人の人間として、規範意識や倫理観など豊かな人間性を備えた人格の完成なくしては、本物のものづくりはできません。いわゆる「ものづくりは人づくり」であり、その行動指針となるのが、本校の校是『愛と正義』なのです。

『愛と正義』の『愛』とは、自分を大切にしてい愛するように、他人にも万物に対しても同じように大切にしてい愛していく。思いやりをもち、人のため社会のために尽くそうとすることです。

『正義』とは、人が行うべき正しい道のことであり、自分が果たさなければならない務めや責任に対して、最善を尽くそうとすることです。

こうしたことを具現化していくための手立てが、①大きな声で挨拶をすること ②整理整頓、掃除を徹底すること ③時間を厳守すること ④身なりを正すこと ⑤自らを律し、事の良し悪しを見極めて行動することとなります。

この五つのことを、陰日向なく当たり前に行動していく小さな積み重ねが、皆さんを心豊かな人間へと成長させます。将来、主体的に社会で活躍できる人材となるには、これを継続することが重要です。これを『凡事徹底』といいます。

本校の校是『愛と正義』をよりどころに、『凡事徹底』を図っていくことから、すべてのことが始まります。校歌にもありますが、意気高うして穢れなく、自ら治めて己に克つ人となって欲しいのです。このことをしっかり胸に刻んで、今日から一人ひとりの夢の実現に向かって、充実した高校生活となるよう頑張りましょう。

三年後には本校に入学して良かったと思ってもらえるように、教職員一丸となって、支援や指導に努めます。

保護者の皆様方にも学校の方針をご理解いただき、一層のご協力をお願い申し上げます。

1 校 章



<校章の由来>

校章の山工は、大正10年創立当初の山口県立工業学校という校名からとったもので、その名のとおり山口県で最初に設立された県立の工業高校であることを意味します。

下記に示す校是の重みとともに、下松工業高校の歴史と伝統を君達に知ってもらいたいと思います。

2 校 是

愛 と 正 義

信頼と敬愛を基調とする個性豊かで活力のある校風

3 教育方針

本校は、技術革新やものづくりを支える将来の専門的職業人の育成及び社会に有為な職業人の育成を実現する教育方針のもとに、諸活動に取り組んでいます。

そのため、本校では、次の三つの重点目標を設定しています。

- 生徒の進路希望や特性等に応じた教育の推進
- 旺盛な気力、強靱な身体、豊かな人間性を備えた逞しい技術者の育成
- 正しい職業観や勤労観、創造性や勤労意欲に富む専門的職業人の育成

4 沿 革

大正 9 年 1 2 月	山口県立下松工業学校設置許可	機械科、応用化学科
大正 1 0 年 4 月	第一回入学式举行	
昭和 1 2 年 4 月	第二部設置	機械科、応用化学科
昭和 1 3 年 4 月	第二本科機械科設置	
昭和 1 4 年 4 月	第二本科応用化学科設置	
昭和 1 9 年 4 月	第二本科を専修科と改称	造船科設置
昭和 2 3 年 4 月	山口県立下松第二工業学校設置	機械科、応用化学科
昭和 2 3 年 4 月	山口県立下松工業学校及び山口県立下松第二工業学校は、それぞれ下松工業高等学校となる	
昭和 2 4 年 4 月	高等学校新編成により、山口県立下松第二工業高等学校は、山口県立下松工業高等学校に統合し、定時制課程となる	
		機械科 1 学級増設
昭和 3 5 年 4 月	電気科設置	
昭和 3 7 年 4 月	田布施町に分校設置	工業技術科設置
昭和 4 4 年 4 月	田布施分校に精密機械科設置	
昭和 4 6 年 1 0 月	創立 5 0 周年記念式举行	
昭和 4 7 年 9 月	田布施分校創立 1 0 周年記念式举行	
昭和 5 5 年 3 月	部活動部室増築	
昭和 5 6 年 1 0 月	創立 6 0 周年記念式举行	
昭和 5 9 年 4 月	田布施分校が分離し、山口県立田布施工業高等学校として独立する	
昭和 5 9 年 4 月	工業化学科を化学工業科に名称変更	
平成 3 年 2 月	「栄光」の碑除幕式（同窓会より寄贈）	
平成 3 年 1 0 月	創立 7 0 周年記念式举行	
平成 4 年 4 月	電子機械科設置	
平成 9 年 3 月	HR 棟新築	
平成 1 0 年 3 月	管理棟新築	
平成 1 1 年 4 月	文部省研究開発学校（3 年間）の指定を受ける	
平成 1 3 年 1 0 月	創立 8 0 周年記念式举行	
平成 1 3 年 1 2 月	文部省研究開発の発表を行う	
平成 1 5 年 4 月	機械科をシステム機械科へ、電気科を情報電子科へ学科改編	
平成 2 3 年 1 1 月	創立 9 0 周年記念式举行	
平成 2 5 年 6 月	「栄光」の碑除幕式（同窓会より寄贈）	
平成 2 8 年 9 月	総合実習棟完成	
平成 2 9 年 6 月	HR 棟全教室エアコン設置	
令和 3 年 3 月	マイクロバス 1 台、1 0 人乗りワゴン車 2 台（同窓会より寄付）	
令和 3 年 4 月	女子新制服導入	

5 学習指導

(1) 授業時間等について

始業時刻は8時30分です。遅刻防止・交通安全のため、遅くとも5分前には登校してください。授業は1コマ50分、休憩時間は10分です。休憩時間の間に次の授業の準備をし、チャイムで着席しておいてください。6限終了後に終礼、掃除で放課(15時35分)となります。

(2) 教育課程について

新入生の教育課程表は、6ページのとおりです。3年生では、就職だけでなく進学に対応した科目も選択できます。また、2・3年生の数学は、進路別(就職・進学)の授業を実施しています。詳しいことは、選択の時期に説明します。

(3) 定期考査等について

定期考査は年5回実施します。考査1週間前から終了まで、部活動は中止または1時間程度の練習となるので、この期間中は特に家庭でしっかり勉強してください。

基礎学力の向上や就職試験に備えて、国語・数学・英語の小テスト(ステップテスト)を年7回程度実施しています。

夏季休業中の課題の理解度や日頃の実力を試すために、夏季休業後に課題テストを実施します。1年生は、入学後にも課題テストを実施します。

考査の成績は、就職時の成績に加味されます。

(4) 進級について 【出席と成績が十分であること】

詳しい規定については、生徒手帳をご覧ください。

ア 出席

(ア) 「欠席日数が、出席しなければならない日数の3分の1以下」

(イ) 「各科目の欠課時数が、授業時数の3分の1以下」

1科目でも満たさない科目があると、進級できません。

イ 成績

(ア) 「各科目の成績が30点以上」

29点以下は欠点で、通知表に印がつきます。

考査の成績はもちろん、提出物や学習への取り組み、実技・実習の内容等も加味されます。

(5) 学習成績不振生徒の指導について

学習成績が不振の場合には、1学期末・2学期末の保護者面談の際に、成績や進級規定を説明します。

成績が不振の場合には、以下のような追指導考査や追認考査を実施します。

ア 追指導考査

1・2学期末に欠点科目がある場合、夏季・冬季休業中に実施
合格すれば、30点になります。

イ 追認考査

学年末に欠点科目がある場合に実施

合格すれば、評定「1」が「2」になります。

ただし、欠点科目が5科目以上、または12単位以上の場合は受験できず進級できません。また、追認考査を受けたら、2科目目または3単位を超える欠点科目があった場合も進級できません。

(6) 家庭学習について

規則正しい生活をし、具体的な学習や進路の目標を立て、毎日家庭で学習する習慣をつけることが大切です。とりわけ考査期間中は集中して学習に取り組み、課題や報告書等は必ず期限を守りましょう。

(7) 欠席・遅刻等について

よりよい学校生活を過ごすために、欠席や遅刻・早退をしないことが大切です。家庭と学校がよく連絡しあい、生徒の安全と行動を正確に把握し、問題を早目に見つけ解決することが必要です。

ア 欠席、遅刻の場合は、保護者の方が学校へ連絡願います。

イ 忌引期間は生徒手帳をご覧ください。家庭での行事に差し支えがなければ、なるべく早く登校してください。

ウ 定期考査中の欠席や出席停止については、学校所定の証明書の提出が必要です。

(8) 進学課外について

主として4年制大学や看護・医療系学校へ進学する生徒を対象に、数学、英語、小論文（3年のみ）を実施しています。この課外では、大学等の入試対策および大学入学後の授業を理解していく上で必要な基礎学力をつけることを目的としています。なお、資料代として若干の経費が必要な場合もあります。

(9) 資格・検定について

在学中に取得をすすめている資格や検定は社会的に価値が高く、取得しておくことで就職や進学の時や社会に出て役立ちます。受験に際しては、かなりの経費がかかるものもあります。受験する以上は合格できるように、早い時期から勉強しておくことが大切です。

資格や検定に合格した際には、下記のような制度があります。詳しいことは、「総合的な学習の時間（キャリアライフ）」に学習します。

ア 技能審査の成果の単位認定

本校で定められた資格や検定を取得すると、関連のある科目の単位を増加して認めます。

イ ジュニアマイスター顕彰（全国工業高等学校長協会）

ウ 山口県高等学校等職業教育技術顕彰

(10) インターンシップ（就業体験）について

1年生は全員、企業等で数日間の就業体験をします。学校での学習内容をより深め専門知識や技術を習得するとともに、職場で働く人々と接したり作業現場を見学することで勤労の大切さを理解するために実施しています。

令和8年度 入学生 教育課程

山口県立下松工業高等学校(全日制)

教科	科目	システム機械科			電子機械科			情報電子科			化学工業科		
		1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年	1年	2年	3年
国語	現代の国語	2			2			2			2		
	言語文化	2			2			2			2		
	文学国語		2	2		2	2		2	2		2	2
地理歴史	地理総合		2			2			2			2	
	歴史総合			2			2			2			2
公民	公共	2			2			2			2		
	政治・経済			2(B)			2(B)			2(B)			2(B)
数学	数学Ⅰ	3			3			3			3		
	数学Ⅱ		2	2		2	2		2	2		2	2
	数学A			2(A)			2(A)			2(A)			2(A)
	数学B			2(B)			2(B)			2(B)			2(B)
理科	物理基礎		2			2			2			2	
	化学基礎	2			2			2			2		
	生物基礎			2			2			2			2
	物理			4(AC)			4(AC)			4(AC)			4(AC)
保健体育	体育	2	2	3	2	2	3	2	2	3	2	2	3
	保健	1	1		1	1		1	1		1	1	
芸術	音楽Ⅰ	2			2			2			2		
	音楽Ⅱ	3			3			3			3		
外国語	英語コミュニケーションⅠ	3			3			3			3		
	英語コミュニケーションⅡ		2	2		2	2		2	2		2	2
家庭情報	論理・表現Ⅰ			2(C)			2(C)			2(C)			2(C)
	家庭基礎		2			2			2			2	
小計	情報Ⅰ	*			*			*			*		
	小計	19	15	13+6	19	15	13+6	19	15	13+6	19	15	13+6
工業	工業技術基礎	3			3			3			3		
	課題研究			2			2			2			2
	実習		6	4		4	4		4	4		4	4
	製図	2	3	2		2	2			2			2
	工業情報数理	2			2			3			2		
	生産技術			2									2(C)
	機械工作	2	2				2						
	機械設計		3	2(C)			2	2(C)					
	原動機			2(A)			2	2(B)					
	電子機械						2	2(A)					
	自動車工学			2(B)									
	電気回路					4	2		3	3			
	電子技術						2			2	2		
	プログラミング技術									2	2(A)		
ハードウェア技術										2	2(B)		
コンピュータシステム技術									3	2(C)			
家庭(専)	工業化学										4	5	2
	化学工学											3	2(B)
	地球環境化学											2	2(A)
小計	フードデザイン			2(B)			2(B)			2(B)			2(B)
	小計	9	14	10+6	9	14	10+6	9	14	10+6	9	14	10+6
総合的な探究の時間		1		*	1		*	1		*	1		*
自立活動		☆1	☆1	☆1	☆1	☆1	☆1	☆1	☆1	☆1	☆1	☆1	☆1
日本語指導		★1・2	★1・2	★1・2	★1・2	★1・2	★1・2	★1・2	★1・2	★1・2	★1・2	★1・2	★1・2
単位数合計		29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29	29
ホームルーム活動		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

- ・*印：「情報Ⅰ」2単位は「工業情報数理」で代替
「総合的な探究の時間」のうち2単位は「課題研究」で代替
- ・3年次の(A)・(B)・(C)は選択科目で、同じ記号の中から1科目選択する。
但し、「物理」を選択する場合は(A)・(C)あわせて4単位を選択する。
- ・「数学Ⅱ(2・3年)」は進路別授業
- ・「英語コミュニケーションⅠ」は3単位のうち2単位は少人数授業
- ・☆印：「自立活動」は学校教育法施行規則第140条に基づき設定する障害に応じた特別の通級による指導であり、1～3年次において、最大3単位の履修が可能である。単位の認定については増加単位による認定である。
- ・★印：「日本語指導」は学校教育法施行規則第86条の2に基づく特別の指導であり、生徒の実態に応じて実施する。1～3年次において、最大6単位の履修が可能である。単位の認定については増加単位による認定である。

6 生徒心得細則

(1) 学校生活の心構えについて

本校生徒の生活の指針は、校是「愛と正義」の精神に示されている。

その「愛」の実践とは、人に親切に尽くし人と共に生きることであり、その「正義」の実践とは、正しいことや自分の果たさなければならない責任を全力で果たすことである。この二つの精神は、人間関係、信頼関係の中核をなすもので、人間にとってもっとも大切なことである。

本校での、この「愛と正義」の精神の実践項目は

ア 日常生活での3つの具体的行動として
「挨拶」をする 「服装」を整える 「掃除」を徹底する

イ 日常生活で2つの守ること
「時間」を守る 「約束」を守る

生徒は、この実践5項目を胸に刻み、あらゆる場面で実行し、この高校時代が真に人生の礎となるように、努力を重ね、自己を確立すること。

(2) 頭髪・服装等について

いつでも面接試験にのぞめる頭髪・服装であること。

ア 頭髪

(ア) 清潔な髪型で、部分的に長過ぎたり、短過ぎたり、段がついたりしていないバランスのとれた髪型とする。

A パーマ・カール・エクステ・染色・脱色・ドライヤー加熱等の加工をしない。

B 男子は、自然な髪の状態で、目にかからない、耳にかぶさらない、襟にかからない程度の長さまでとする。ロングヘアーは禁止する。

C 女子は、自然な髪の状態で、前髪は目に入らない長さ、後ろは襟の下の線までの長さとし、それより長くなったら束ねること。前髪が目にかかったり、横髪が長く垂れ下がる場合は華美でない髪止めで常時止めておくこと。リボン、華美な髪止めは禁止、髪を束ねるゴムは黒・紺・茶とする。

(イ) 整髪料等はつけない。

(ウ) 整髪検査(年7回)を受ける。検査の直前には整髪する。

(エ) 上記事項に違反した場合や、検査に合格できない場合は保護者召還や特別指導の対象となる。

イ もみ上げなど

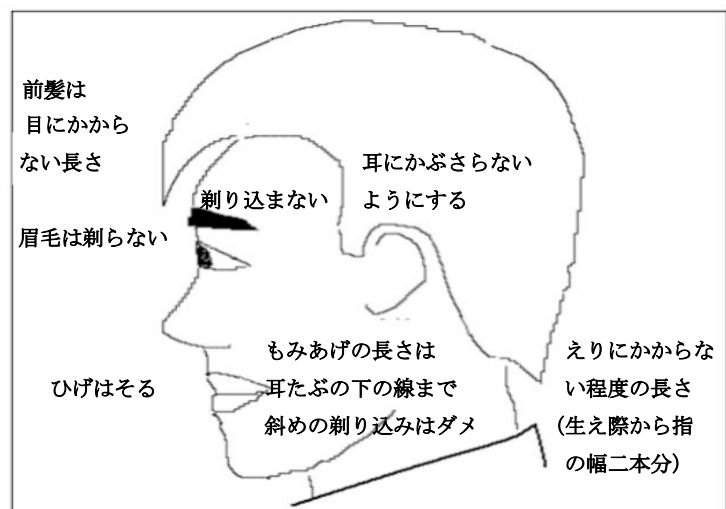
(ア) もみ上げは耳たぶの下の線までとし、それより下はひげと見なす。ひげは剃る。

(イ) まゆ毛は加工しない。

(ウ) ピアスの使用は禁止する。

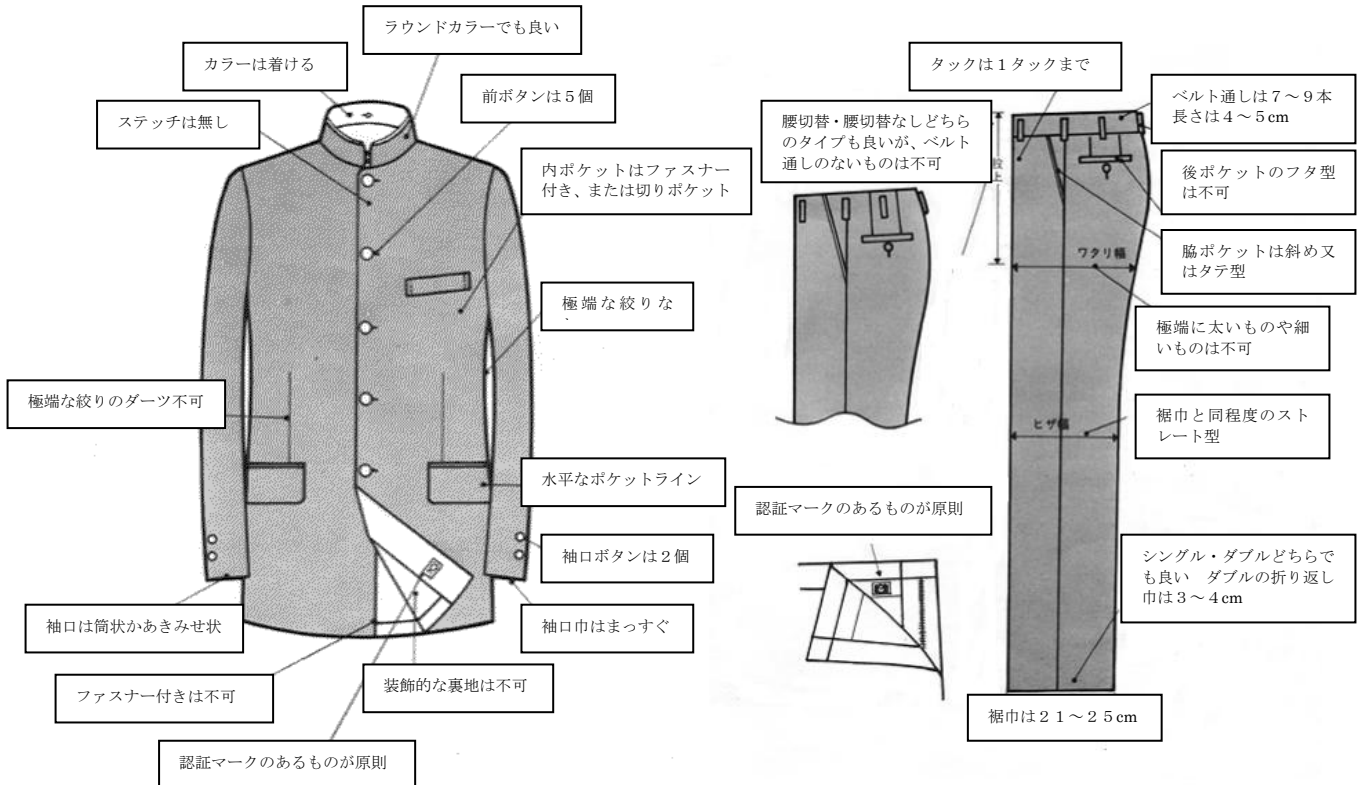
(エ) 化粧はしない。

ウ 男子整髪指導規準



エ 服装

- (ア) 男子制服は、上着・ズボンとも、日本被服連盟の標準学生服とする。
それ以外については、内規(図参考)を満たすものとする。
- (イ) 女子制服は、本校指定のものとする。
A スカートの丈は、膝の中央位置とする。
- (ウ) 男子制服ズボンについては、以下のとおりである。
A ズボン裾丈は、床につかない長さとする。擦れて穴が開いていれば縫い上げをする。
B 下着や肌が露出する着崩しをしないこと。



オ 夏季略装

- (ア) 男子は、本校指定の半袖カッターシャツ(校章入り)とする。
女子は、本校指定の水色無地のシャツとする。
- (イ) 肌着(無地or小さなワンポイント)を身につける場合は、シャツから透けるような色は避けるようにする。
- (ウ) 第1ボタン以外は必ずかけること。
- (エ) 学校指定ポロシャツ
- ・5月1日から10月31日まではポロシャツでの登下校や授業を受けることを認める。その他の期間は土日、祝日、長期休業中のみ、登下校時の使用を許可する。
 - ・始業式や終業式、整髪服装検査では制服を着用すること。
 - ・ポロシャツの下は、普段の学校生活と同じで華美でないものを着用する。また、下に着ているものがはみ出さないようにする。
 - ・ルールを守れない場合はポロシャツの使用を禁止とする。

カ 衣替え

- (ア) 衣替えについては、各自の判断で行う。

キ 靴下・ベルト

- (ア) 男子の靴下は、白・黒・紺とする。小さなワンポイントや細ラインは許可する。
女子の靴下は、本校指定のものか、黒、紺でワンポイントのみ認める。極端に短いもの(くるぶしが見えるもの)は不可とする。ストッキングは肌色、タイツは黒で無地とする。

(イ) ベルトは黒かこげ茶色の華美でないもので、幅2～4cmのものを着用する。

ク 身だしなみ

(ア) シャツをズボンから出しての着用、長袖シャツの袖ボタンをはずしての着用、下着や肌が露出する着崩し等、身だしなみの乱れがないこと。

(イ) ピアス、指輪、ブレスレット、ネックレス、ミサンガなどの装飾品は身に付けない。

(ウ) ファンデーション、日焼け止めクリーム、口紅、色付リップクリーム、マニキュアなどの化粧はしない。

ケ 防寒着

(ア) 男子は、制服の上着の下は、華美でないトレーナー・Tシャツまたはセーター類の着用を認めるがタートルネック等制服の襟の上からのぞくものはいけない。

上着を脱ぐ場合は、カッターシャツを着用していること。

女子は、学校指定ベストか、華美でないセーターの着用は許可する。

セーター類は制服の腕、腰の裾からいちじるしく見えないようにする。

(イ) 学校指定、各部指定のハーフコートタイプの防寒コートの着用を認める。

ダウンジャケット等においては、黒、紺など華美でないものは認める。

マフラー、手袋、ネックウォーマーは、華美でないものの使用を認める。

(ウ) 毛糸などの帽子、耳あての使用は認めない。

コ 実習服・運動服

(ア) 実習服は本校指定のもので、実習及び作業の時のみ使用する。

(イ) 運動服は本校指定のもので、夏季・冬季用を指示されたとおり着用する。

サ 校章・科章

(ア) 男子は、制服上着の右襟に校章を、左襟に科章を付ける。

(イ) 女子は、制服上着の左襟のフラワースポットに校章を付ける。

シ 名札

(ア) 校内では制服着用時必ず付ける。

ス 鞆

(ア) 本校指定のもの（リュックタイプ）を使用する。各部指定のものも使用を許可する。

(イ) 紙袋・布袋など市販の袋類や他校の鞆を使用してはならない。

セ 通学靴

(ア) 黒の革靴（合成皮でも可、靴紐の有無は問わない）または体育で使用するグラウンドシューズとする。ブーツや装飾的なものは許可しない。

(イ) 雨靴の使用も認める。

華美なものや装飾的なものは許可しない。

ソ 校内靴

(ア) 本校指定のものを使用し、踵に、科・学年・氏名を記入する。

(イ) 踵の部分を踏みつけることなく使用する。

タ その他

(ア) 学校生活に必要な物品以外は、校内に持ち込んではならない。

(イ) また、身体的理由その他で、規定を守ることができない場合は、担任に申し出て許可を得ること。

(3) 自転車通学について

- ア 自転車通学許可申請をし、認められた者は通学できる。
また、指導に従えない場合には、許可を取り消すことがある。
 - イ 登録証代として、新規のときも、再交付のときも150円を徴収する。
 - ウ 更新・再交付の手続き
 - (ア) 氏名・住所が変わったときは、速やかに登録の更新をする。
 - (イ) 車種や形式の変更、登録証の紛失や破損のときは、新たに願書に理由をつけて登録証代を添えて申し込むこと。
 - エ 許可に際しては、係職員が使用自転車の検査を行った後に許可する。
 - (ア) 競技用自転車ハンドルや、変形加工されたハンドルでないこと。
 - (イ) 鍵、ブレーキ、ライトなど、整備されていること。前カゴ、または、荷台を付けること。
 - (ウ) ロードバイクの使用は認めていない。
 - (エ) ミニサイクルの使用は極力避けること。
 - オ 道路交通法を遵守し、区分帯等よく注意して使用すること。
 - (ア) 無灯火・二人乗り・傘さし運転・並進・携帯電話等のながら運転をしないこと。
 - (イ) 交通マナーを守り、安全運転に心がける。
 - (ウ) 校内やJR駅などでは、必ず鍵を掛けて指定された駐輪場に置くこと。
 - カ 自転車保険、または高校生総合保険に加入することが望ましい。
 - キ 卒業時には、自分の自転車を責任をもって家庭に持ち帰る。
 - ク 学校管理下における自転車乗車時には自転車乗車用ヘルメットを着用する。ヘルメットはSGマーク等の安全性を示すマークの付いたものにする。
- ※ 別紙「自転車通学における安全乗車の徹底について(お願い)」も参考

(4) 運転免許取得心得について

- ア 第3学年運転免許取得心得
 - (ア) 第3学年において進路が決定し、普通自動車の運転免許取得を希望する者については、運転免許取得願を提出し、校長の許可を受けなければならない。
 - (イ) 学業成績不振者は、許可を受けることができない。
 - (ウ) 教習について
 - A 入校手続きは必ず校長の許可を受けて行い、各自動車学校の指示に従うこと。
 - B 入校日は、11月中の本校の定める日以降とする。
 - C 教習期間は、考査期間(試験週間も含む)を除く期間とする。
 - D 教習を受けるときは、マナーを堅持すること。
 - E 教習機関以外では、いかなる場合も練習してはならない。
 - F 登校日は必ず登校し、本校の学習活動を優先すること。
 - G 上記の各項に違反した生徒には、在学中の教習許可を取り消すことがある。
 - (エ) 無届運転免許取得、無免許運転、交通違反、交通事故、無免許運転教唆などの違反を行った場合は、懲戒の対象となる。
- イ 原付特別乗車規定
 - (ア) 通学に必要なバス路線がない、また、自宅から最寄のバス停までの距離が遠いなど、交通の便が著しく不便で、勉学に支障があると判断される場合は、1年次の9月から満16歳を迎えた者について、原付バイクによる通学を許可することがある。
現在、中須地区、須々万地区、長穂地区、八代地区、下松市大字下谷字赤谷・若太郎・清谷の生徒に対し許可している。
 - (イ) 原付バイクによる通学を希望する者は、原付特別乗車許可願を提出し、校長の許可を受けなければならない。また、免許を取得した後、保護者は来校の上、詳細な打ち合わせをし、原付特別乗車届を提出すること。
 - (ウ) 特別乗車は、最寄のバス停、駅までを原則とするが、交通事情によっては、学校への乗り入れを許可する。
 - (エ) 特別乗車を開始した後は、月毎に通学状況報告書を提出すること。

(オ) 届出の目的以外で乗車した場合は、特別な指導を受ける。場合によっては、特別乗車許可を取り消すことがある。

(カ) 交通違反を行った場合は、懲戒の対象となる。

(5) アルバイト許可について

ア アルバイト許可基準

(ア) アルバイトの許可について

アルバイトは、本人・保護者の強い要望があり、その内容や本人の人物・成績を考慮の上、以下の条件で許可するが、特別な事情の場合を除いては、原則として長期休業中以外は認めない。

(イ) アルバイト許可条件について

A 学業、部活動、学校行事などに支障がないこと。

B 成績不振でないこと。(進級や卒業に支障のないこと)

C 危険業務、有害業務(高所作業・交通整理・酒席など)は禁止する。

D 夜8時以降の夜間業務は禁止する。

※ アルバイト許可を出した後、成績不振等で許可条件に該当しなくなった者はアルバイト許可を取り消す。

※ 試験期間中のアルバイトは禁止する。

※ 家業が居酒屋・焼肉屋等であった場合は、良識の範囲内での活動とする。

※ アルバイト許可願は、生徒部アルバイト担当教員から受け取り、申請する。

(6) 届出を要する事項について

ア 次の事項については、必ず届けること。

住所変更・電話番号等の連絡先・下宿・改姓

(7) 許可を要する事項について

ア 次の事項については、必ず届け、校長の許可を受けること。

アルバイト、旅行、外部スポーツ等参加、運転免許取得、自転車通学許可、各種受験、休学、復学、授業料納入猶予、旅客運賃割引等

(8) 悩みやトラブルなどの相談について

学校生活(学習・進路・友人や先生との関係・部活動など)、家庭生活での悩みやトラブルなどの相談は、担任の先生や教育相談の先生あるいはスクールカウンセラー(2週間に1回程度来校)に気軽に相談してください。親身に相談に応じます。また、市や県の相談電話も利用できます。

◎本校の相談メールアドレス 150-soudan@g.ysn21.jp

◎「ヤングテレフォン下松」 0833-43-4976

<学校のこと、勉強のこと、その他教育全般>

ふれあい総合テレホン 083-987-1240

<いじめについて>

いじめ110番 083-987-1202

<思春期のからだのこと>

思春期ほっとダイヤル 0835-24-1140

(9) 就職・進学における推薦について

就職・進学のための推薦は、在学中の学習活動、特別活動、行動の記録、出欠席遅刻早退状況等について総合的に評価し決定します。

また、就職・進学における推薦中、及び、進路内定後に、本人自身に推薦にふさわしくない著しい行為があった場合は推薦の取り下げを含めた措置を行います。

(10) 携帯電話について

本校では、携帯電話については届け出制とし、持ち込むことは許可しますが、校内での使用は禁止します。

学校は、学業や部活動などを第一とする場です。ところが、携帯電話を持つことによって、その本分がないがしろにされ、非行が誘発、助長されるという悲しい現実も起きています。具体的には、授業中に呼出し音が鳴り授業を妨害した事案、掲示板への書き込みによるいじめ、出会い系サイトを利用した被害事案などが、県内でも報告されています。使用する場合は、このようなことがくれぐれもないよう、マナーやルールを守ってください。フィルタリング設定等も併せて行うようにしてください。

無断で持ち込んだり、規則に違反して使用している場合は、保護者召喚も含めて学校で指導します。悪質な場合は、懲戒処分の対象になることがあるので気を付けてください。

※別紙「携帯電話持ち込みについて」も参考

(11) 部活動について

ア 部活動の目的

部活動は、学年やホームルームの所属を離れて、共通の興味、関心を持つ生徒で組織し、文化的活動、体育的活動を自発的、自主的に行うものです。

人格の成長、健康の増進や、充実した高校生活を過ごすといった観点から、いずれかの部に所属することが望ましい。

イ 女子入部について

文化部は、すべての部に入部できます。運動部は、女子入部可と補足した3つの部が部員として活動できます。その他マネージャーについては、顧問の先生と相談してください。

◎体育 部

剣 道
柔 道
弓 道 (女子入部可)
ソフトテニス (女子入部可)
バスケットボール
バレーボール
ハンドボール
陸上競技 (女子入部可)
硬式野球
登 山
サッカー

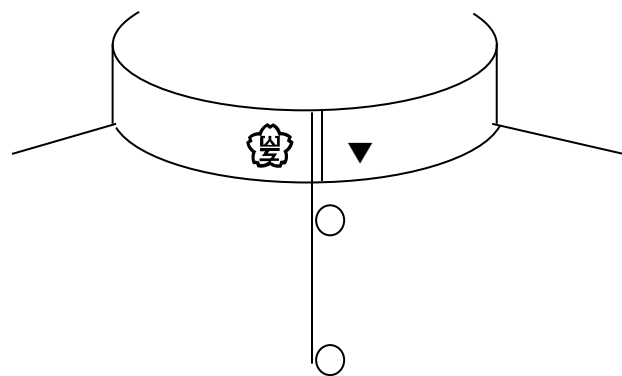
◎文化 部

吹 奏 楽
写 真
青少年赤十字
情報処理
ロボット研究
ものづくり
eスポーツ

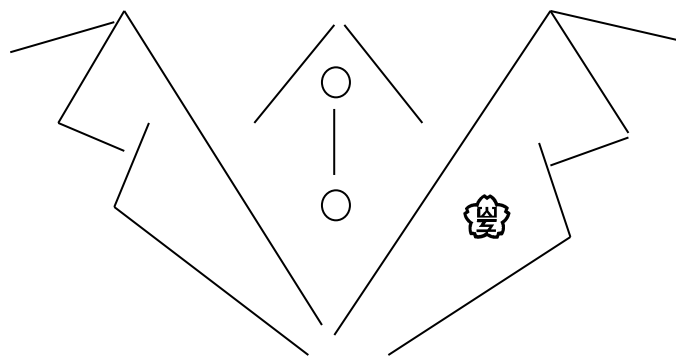
(12) 襟章のつけ方及び各記名の仕方について

ア 襟章について

(ア) 男子制服



(イ) 女子制服



▼ 科 章 システム機械科・・・M
情報電子科・・・I

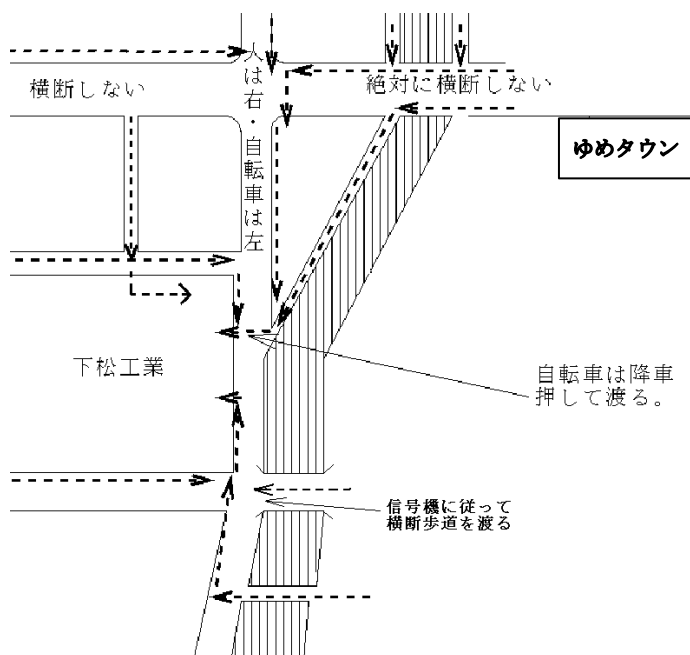
電子機械科・・・S
化学工業科・・・C

- イ 名札について
校内では、必ず着用してください。
- ウ 教科書・ノート等
教科書は裏表紙に、ノートは表表紙に大きく記名します。
- エ 通学靴・校内靴・体育館シューズの記名について
通学靴は内側に、校内靴・体育館シューズは、かかと部に縦書きで科と名前を記名してください。
- オ その他
入学時は、紛失や間違いがよくありますので、持ち物には必ず記名してください。

(13) 通学時に守ること

朝・夕は交通混雑のため事故が起こりやすくなります。信号に従って次の点に留意して登校しましょう。

- ア 余裕をもって早めに家を出る。
- イ 徒歩通学生は道路の右側を通行し、道路を横断する場合は必ず歩道橋か横断歩道を渡る。歩道や狭い道路を並んで歩かない。
- ウ 自転車通学生は左側を通行する。歩道を走るときは歩行者に注意して車道寄りをする。特に周南バイパスの自転車道については登校時は山側を下校時は海側を走る。（周南地区の高校間での取り決め）
- エ 学校周辺では、道路が狭いので次のことを守ること。特に、自転車は下図のように通行すること。



(14) 台風等による休校等の携帯電話用URLについて

台風等による休校等の連絡はメール配信でお知らせします。

(15) 生徒指導規程

項目	指導対象	指導内容
特別指導	①定期試験等における不正行為（カンニング）・准不正行為（携帯電話の持ち込み等） ②飲酒・喫煙行為（煙草・ライター所持、同席を含む） ③いじめ ④暴力・喧嘩・脅迫・強要行為等 ⑤器物損壊 ⑥暴走族・不良グループへの加入 ⑦窃盗、万引（占有離脱物横領、拾得物横領含む） ⑧性に関する問題行動 ⑨薬物乱用 ⑩暴言（対教職員） ⑪教員の指導に従わない ⑫怠学行為・家出・無届け集会・深夜徘徊 ⑬遊技場等禁止場所出入り・賭博行為・不正乗車 ⑭無断免許取得、車両運転、無免許運転、原付特別乗車規程違反、道路交通法違反 ⑮インターネット等への誹謗中傷の書き込みや情報モラル違反 ⑯反社会的行為（校外での迷惑行為を含む） ⑰無断アルバイト	<ul style="list-style-type: none"> ・顛末書を自書させる ・校内で別室指導する ・問題行動が確認された場合は、保護者召喚 ・特別指導を受ける場合、指導の開始と終了時に保護者召喚 ・家庭謹慎または登校謹慎（別室指導） ・謹慎期間中は、反省日誌および課題（学習の記録、感想文、生徒手帳写し等）に取り組む ・不正行為については、特別指導及び当該科目の素点を0点とする。 ・准不正行為についても、特別指導及び該当教科0点とする
項目	規程	指導内容
交通関係	交通法規・交通マナーを遵守し、交通事故の被害者、加害者にならないようにする ○自転車通学について ・自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可申請を行い、認められた者は通学できる 自転車通学許可証のステッカーを後輪カバーに貼付する ・決められた場所に駐輪し、必ず施錠する	<ul style="list-style-type: none"> ・二人乗り、傘差し運転、並列走行、信号無視、一時停止違反、携帯電話使用運転等の交通違反には、口頭注意、反省文、許可停止、保護者召還、許可取り消しや特別指導を行う
頭髪・服装	いつでも面接試験にのぞめる頭髪・服装であること ○衣替えについては、各自の判断で行う ○年7回の整髪服装指導（検査）を受ける	<ul style="list-style-type: none"> ・整髪服装指導記録票の指導 ・保護者召還 ・度重なる指導で改善が見られない場合は、特別指導とする

令和7年度の進路状況

1. 進路状況の概要		令和8年3月19日現在					
区 別		システム機械	電子機械	情報電子	化学工業	合 計	割合(%)
卒 業 者		27	28	39	34	128	
進 学	大 学(国公立)	0	1	1	0	2	
	大 学(私 立)	1	1	5	1	8	
	高 専(編 入)	0	0	0	0	0	
	短 大	0	0	1	0	1	
	専 門 学 校	0	3	2	0	5	
	そ の 他	0	0	0	0	0	
合 計		1	5	9	1	16	12.5
就 職	企 業	24	22	30	33	109	
	公 務 員	2	1	0	0	3	
	自 己 就 職	0	0	0	0	0	
	合 計	26	23	30	33	112	
他	そ の 他・未 定	0	0	0	0	0	0.0

2. (1) 地域別就職状況 (含 公務員、自己就職)

区 別		システム機械	電子機械	情報電子	化学工業	合 計	割合(%)
県 内		22	20	28	31	101	90.2
県 外		4	3	2	2	11	9.8
県 外 内 訳	中 国・四 国・九 州	0	0	1	1	2	1.8
	関 西	4	1	1	1	7	6.3
	中 部	0	2	0	0	2	1.8
	関 東 以 東	0	0	0	0	0	0.0
合 計		26	23	30	33	112	100.0

(2) 職業別就職状況

区 別		システム機械	電子機械	情報電子	化学工業	合 計	割合(%)
管 理 的 職 業		0	0	0	0	0	0.0
研 究・技 術 の 職 業		4	2	6	5	17	15.2
事 務 的 職 業		0	0	2	0	2	1.8
販 売・営 業 の 職 業		0	0	0	0	0	0.0
サ ー ビ ス の 職 業		0	0	0	0	0	0.0
警 備・保 安 の 職 業		1	1	0	0	2	1.8
製 造・修 理・塗 装・製 図 等 の 職 業		20	19	13	28	80	71.4
配 送・運 輸・機 械 運 転 の 職 業		0	0	0	0	0	0.0
建 築・土 木・電 気 工 事 の 職 業		1	0	5	0	6	5.4
運 搬・清 掃・包 装・選 別 等 の 職 業		0	1	4	0	5	4.5
合 計		26	23	30	33	112	100.0

(3) 産業別就職状況

区 別		システム機械	電子機械	情報電子	化学工業	合 計	割合(%)
建 設 業		4	1	4	1	10	8.9
製 造 業		19	18	15	29	81	72.3
電 気・ガ ス・熱 供 給・水 道・情 報 業		0	0	3	0	3	2.7
情 報 通 信 業		0	1	0	0	1	0.9
運 輸 業・郵 便 業		0	1	4	1	6	5.4
卸 売・小 売 業		1	1	0	0	2	1.8
医 療・福 祉		0	0	0	0	0	0.0
サ ー ビ ス 業(含、技 術 系)		0	0	4	2	6	5.4
そ の 他(含、公 務 員、自 己 就 職)		2	1	0	0	3	2.7
合 計		26	23	30	33	112	100.0

3. 就職内定先一覧(あいうえお順、()は内定2名以上の人数〈〉は女子)

県内	<p>アールエム東セロ(株) アサヒ工業(株) (株)アステック入江 (株)出光プランテック徳山 出光興産(株) (株)ウイズソル(2) カンロ(株) 岐山化工機(株) グローバルウェーハズ・ジャパン(株) 光東(株) 鋼鉄工業(株)(3) (株)シマヤ〈1〉 周南システム産業(株) (株)新笠戸ドック (株)スミヨシ 積水ハウス建設中国四国(株) 大晃機械工業(株)(2) ダイキョーニシカワ(株) テルモ山口(株) (株)トクヤマ(5) トクヤマ海陸運送(株) トヨタカローラ山口(株) マツダ(株)(3) (株)光運送 三井化学(株) 中国電力ネットワーク(株)(3) (株)中電工(3) 東ソー・エスジーエム(株) 東ソー・シリカ(株) 東ソー・ハイテック(株) 東ソー(株)(11)〈1〉 東ソー物流(株)(3) (株)東ソー分析センター 東洋パックス(株) 東洋鋼鉄(株)(11) 東洋紡(株)(2) 徳山積水工業(株) 日鉄テックスエンジニア(株)(3) 日本ゼオン(株) 日本化学工業(株) 日本製紙(株)(3) 日本製鉄(株)〈1〉 (株)日立ハイテクマニファクチャ&サービス (株)日立ハイテク (株)日立プラントメカニクス(2) 日立交通テクノロジー(株)(2) (株)日立製作所〈1〉 富士高圧フレキシブルホース(株)(4) 保土谷化学工業(株) 柳井化学工業(株)(3) レイズネクスト(株) (株)レゾナック UBEマシナリー(株)〇</p>
県外	<p>[中四国] 大王製紙(株) 中電プラント(株) [関 西] 浅海電気(株) (株)クボタ (株)神戸製鋼所加古川製鉄所 三井化学(株)大阪工場 三菱重工業(株)神戸造船所 ヤンマーエネルギーシステム(株) [中 部] トヨタ自動車(株) (株)デンソー [関 東] なし</p>
公務員	大阪市消防局、周南市役所、自衛隊
4. 進学者合格校一覧	
大学	山口東京理科大学 周南公立大学 愛知工業大学 九州共立大学 近畿大学 神戸国際大学 広島経済大学 広島工業大学
短大	山口短期大学
専門学校	大阪総合デザイン専門学校 神戸医療福祉専門学校 藤川学園公務員ビジネス専門学校 HAL大阪専門学校

☆進路についてのきまり

(1) 応募について

企業への就職・進学・公務員・自己就職のいずれか1つを選び、併願は基本的に認められません。

(2) 推薦について(就職・進学)

ア 企業への受験は、学校(校長)の推薦が必要 (一人一社)

イ 推薦を受けられる条件

(ア) 卒業見込みがある者・「原級留置に関する規程」に抵触しない者

(イ) 人物良好の者

(ウ) 受験しようとする企業及び大学等の採用条件や推薦基準を満たす者

ウ 推薦の決定

進路指導委員会にて、在学中の学習活動、特別活動、人物・行動、出欠席等についてk k k k
総合的に判断して決定します。